《別表３》　　全国障害者スポーツ大会・種目　４．卓球

◎男女別・年齢区分別　●男女別

			区分番号	障　害　区　分	卓球	STT
肢体不自由	1	上肢障害	1	片上肢障害	◎	
			2	両上肢障害	◎	
		下肢障害	3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
			4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
			5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
		体幹	6	体幹	◎	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	7	第8頸髄まで残存※1	◎	
			8	座位バランスなし	◎	
			9	その他の車いす	◎	
	3	脳原性麻痺 （脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	10	車いす使用	◎	
			11	杖または、松葉杖使用	◎	
			12	上肢に不随運動あり	◎	
			13	上肢に不随運動なし	◎	
			14	片側障害	◎	
視覚障害　※2			15	アイマスク・アイシェードあり　※3		◎
			16	アイマスク・アイシェードなし	◎	
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そしゃく機能障害			17	聴覚障害	◎	
知的障害			18	知的障害	◎	
精神障害			19	精神障害	●	

※1　「第8頸髄まで残存」には、「第6頸椎まで残存」および「第7頸髄まで残存」も出場できるものとする。
※2　視力・視野の程度に関わらず、アイマスク・アイシェードの有無で出場競技を分ける。
※3　障害区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

５．　フライングディスク

◇区分なし　●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート　５	ディスリート　７	座位	立位
肢体不自由	◇	◇	●	●
視覚障害				
聴覚障害				
知的障害				
内部障害（ぼうこう又は直腸機能障害）				

【障害区分：注意】

1. 身体障害が重複している場合でも、同一大会では、同じ区分で参加すること。また、上腕切断者が前腕切断で参加するような、より軽度の区分での参加は認めない。
2. 完全とは、上肢（肩・肘・手首）や下肢（股・膝・足首）の大きな3つの関節の機能が損傷を受け、下肢の場合は補装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
3. 関節離断は、上位の部位の切断として扱う。《肘関節の離断は上腕切断となる》
4. 体幹障害とは、脳原性麻痺を除く脊柱障害のもので、《頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊柱カリエス・脊柱管狭窄症・先天性側彎症）などによる体幹の障害が該当する。
5. 座位バランスの判定は、「へそ」の位置での知覚レベルの有無が一つの判断基準になり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。
6. 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷などによる脳に原因する機能障害をいう。
7. 視覚障害の視力は、両眼の和ではなく、良い方の視力で判定される。
8. 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とする。